

議案第129号

久喜市長等の給与の減額に関する条例

(久喜市長及び副市長の給料の減額)

第1条 平成28年10月1日から同年11月30日までの間(以下「減額期間」という。)においては、市長及び副市長の給料月額、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に定める月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を、副市長にあっては同条第2号に定める月額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の減額)

第2条 減額期間においては、教育長の給料月額は、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める月額から、当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年9月29日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

不適正な事務執行に対して管理監督責任がある市長、副市長及び教育長の給料の額を減額したいので、この案を提出するものであります。